

# 沖縄の「離島」差別

— 西里喜行とその時代(3) —

今 西 一

## 第4章 西里喜行の〈沖縄差別〉論

### 第1節 『論集 沖縄近代史』の内容

『論集 沖縄近代史』（沖縄時事出版，1981年）は，若き西里の最初の論文集であり，彼の問題意識と1970年前後の沖縄史研究の状況がよくわかる本である。なにより沖縄差別論の古典的な名著であるので，少し詳細に紹介する。

#### 「第1部 沖縄近代史総論」

「第1章 沖縄近代史の時期区分」（1974年）では，「太田朝敷の制度史的な視点」「金城朝永の思想（精神）史的な視点」「仲原善忠の政治的変革」の視点，新里恵二の「階級矛盾の変化を基礎においた時期区分など」を取り上げ，それぞれの問題点を指摘する。

「第2章 沖縄近代史概説」（1974年）「序論—処分前夜の琉球王国—」「17世紀以後の琉球王国は清国（中国）と日本の中間にあって，形式上は日清両属の虚構のもとにおかれ，「実質的には島津（薩藩）の植民地的支配を通して幕藩体制に緊密に結びつけられていた」。1853年のペリー提督の来航によって，幕府は翌54年に開国となるが，琉球王国も同年に「島津（薩藩）の監督のもとに，琉米修好条約を締結」する。明治維新は「近代的民族（ネーション）に結合する大転換である」（井上清）が，「やがて虚構の王国体制を維持してきた琉球王国をも崩壊させねば止まない必然性を内包して」いた。

琉球でも「維新変革の嵐が到来する前に」，「王国体制の維持を不可能とする

事態が確実に進行しつつあった。「島津（薩藩）と琉球王国の二重収奪」のもとに苦しみぬいた農民たちは、子どもを売り、我が身までも売ようになるが、その租税は共同体の上にかかり、共同体が破産を宣告することになる。1861年のぐしかみまざり具志頭間切（村）の破産はその典型である。しかも借金の貸主（債権者）は、首里の御殿・殿内（按司・親方家）であった。そして「琉球王国の植民地的地位におかれていた先島では、事態はより一層深刻であった」。「ながいあいだ苛酷な人頭税法に苦しめられてきた宮古群島では、納税役人と農民との対立・反目が激化」していた。だが、「琉球王国内部の支配階級と農民層との矛盾・対立は、虚構の王国体制の枠内におしこまれていた」（14～6頁）。

「第1節 琉球処分」1871年、廃藩置県を断行した明治政府は、「琉球王国を鹿児島県（旧薩摩藩）に管轄させた」。鹿児島県は、直ちに奈良原幸五郎（繁）と伊地知貞馨の2人を派遣した。彼らの派遣中、前年宮古島民が台湾に漂流して「生蕃」に殺されたという知らせを受けた琉球王国の首脳部は、この事件を奈良原・伊地知らに伝えた。彼らは早速、明治政府に上奏したが、明治政府はこの事件を「琉球問題」解決のための絶好の機会と捉え、「生蕃」討伐のための軍隊の派遣に着手し、その前提として「琉球藩を鹿児島県の管轄から外務省の管轄へ移し、琉球国王尚泰を琉球藩王に封ずるとともに、琉球と欧米諸国とのあいだに結ばれた諸条約を接収・継承した」。

明治政府は、外務卿副島種臣を清国（中国）に派遣し、台湾における宮古島民の遭難事件に対する外交交渉を始めた。この間に、74年の「征台の役」があるが、清国は「征台の役」の正当性を認めさせられ、遭難した宮古島民を「日本国属民」とした議定書に調印させられる。しかし、これは明治政府にとって、「琉球問題」解決のための前提であって、「明治政府の真の意図は」、琉球と清国との「朝貢・冊封関係を断絶」させることにあった。ところが「琉球の支配者」は、「台湾事件の落着後も従来通りの形式に従って清国（中国）への進貢使節団を派遣した」。そこで明治政府は、75年、「琉球藩」に対して清国への「朝貢廃止、日本年号の使用等を要求するとともに、熊本鎮台兵の琉球進駐を強行し」た。

当時の「琉球藩」の支配層は、これらの明治政府の要求を断固拒否すべきだ

と主張する「反日派」＝頑固党の勢力が優勢で、「親日派」＝開化党は少数のために沈黙を強いられていた。琉球藩は、「反日派」＝頑固党にひきずられ、ひたすら明治政府への要求拒否の「嘆願」を繰り返し、清国へも密使を送り在日清国公使にも働きかけていた。4年余にわたって明治政府と琉球藩との確執が続いたが、「自由民権運動によって窮地に追い込まれつつあった明治政府は」、1879年3月、「松田道之「琉球処分官」以下警官160名、歩兵大隊400名を派遣し、強引に「琉球藩」を廃止して「沖縄県」を設置した。

もちろん「琉球問題」は、これで解決したわけではなかった。清国側は琉球の「帰属問題」を外交交渉の場に持ち出し、「琉球諸島を三分割して、奄美群島を日本へ、宮古・八重山の先島群島を清国に属せしめ、沖縄本島に「琉球王国」を復活せることを提案してきたが、日本側は先島諸島を清国へ割譲し、沖縄本島以北を日本領とする二分案を主張した」。そのうえ「日本が清国国内で西欧諸国なみの最恵国待遇をうけられるように、日清修好条規を改正するという付帯条件」を付けた。この「分島条約」案は、半年の交渉の末、日本案にもとずいて妥結し、調印を待つばかりになったが、調印されずに廃案になった。（後年、西里はこの廃止の理由を、亡命琉球士族の反対運動に求めている）。

明治政府の廃藩置県に対して、琉球の民衆は「喜び一方ならず」（「探偵書」）であり、明治政府は「わずかばかりの「仁政」を示すことによって、一般農民をひきつけることに努力した」。78年、明治政府は琉球藩に命じて黒砂糖やウコンの買上価格を大幅に引き上げた。これに対して琉球藩は手形金や加勢金の廃止などの「仁政」で対抗し、「仁政」合戦になるが、明治政府は琉球藩の「仁政」が民衆に支持される前に、「王国体制の解体＝琉球処分を断行」した（16～21頁）。

「第2節 旧慣温存の時期」琉球処分の過程で、明治政府は、「いわゆる旧慣温存の路線を、「県治の一大主義」とする方針を策定していた」。「旧慣制度の特徴を検討する前に、まず置県後の沖縄における新権力機構の創出について」見ると、「那覇西村にあった内務省出張所を「沖縄県庁」と改称し、79年5月、初代県令として旧鹿島藩（佐賀藩の支藩）藩主の鍋島直彬を任命した」。鍋島県令は、翌年、地方制度の改革として、沖縄を9行政区に整備し、属官を

配備するが、「旧慣温存」の方針にもとずき、沖縄本島の地方（間切・島）にあった番所や宮古・八重山にあった蔵元などの旧行政機構はそのまま温存させた。

しかし「明治政府＝県庁は「教育」と「勸業」の面における若干の「近代化」を試みた」。沖縄の教育政策の基本は、「標準語」の普及・徹底を通じて沖縄の日本への同化を推進することであった。宗教の面でも、神社局長から転任してきた5代県令の丸岡莞爾は、「朝鮮侵略へ向けて強化された日本国内の「愛国主義教育」を背景に、沖縄においても神道を通じて「愛国主義」教育を推進しようとした」。産業・経済の「近代化」では、沖縄一本土間の交通・運輸手段の確保や同一貨幣（通貨）の流通など、「勸業政策」を推進する。しかし、それらは「旧慣温存の基本路線をはみ出」すものではなかった。

明治政府が「旧慣温存」政策に固執したのは、「首里・那覇士族層（旧支配層）の旧来の社会的・経済的特権（免税・秩禄など）を保証することによって、新県政に対する抵抗を弱め」るためであった。しかし、旧支配層の抵抗は弱まらず、置県直後の79年5月に新行政機構を無視して、従来通り直接に地方農村から貢租（麦）を徴収した。県庁当局は、容赦なくこの事件の首謀者を逮捕し、自白させた。これに対して旧支配者の間では、血判書をつくって抵抗するが、同年7月、血判書の違反者に対する集団的リンチ事件まで起こっている（「サンシイ」事件）。しかも旧支配層の間では、毎年のように小グループによる清国への脱走＝密出国が続いた。旧支配層は清国の援助を得て、「琉球王国」を復活することに唯一最大の期待をかけていたのである。明治政府＝県庁では、「威圧的な手段のほかに、懐柔・慰撫の手段」が用意された。それが他府県よりも高額の「秩禄」であった。しかも「金禄」は79年から6年後の85年に、公債証書にかえて一時に支給されることになっていたが、83年、3代県令岩村通俊の上申によって公債への切り換えは延期された。公債の切り換えが実施されたのは、1910年になってからであり、「沖縄における「秩禄処分」は日本本土より4分の1世紀遅れて実施されたことになる」。

しかし沖縄の一般農民は、置県後4分の1世紀以上、旧慣土地制度＝<sup>ちわり</sup>地割制度のもとにあり、砂糖の「貢糖制度」や「買上制度」によって、自由な売買を

制約されていた。その上「地方役人たちの減免税その他の特権は、そのまま一般農民層の肩へ転嫁され、その貢租負担を倍加した」。なかでも先島は「納税奴隷」的な存在であり、人頭税法のもとにおかれ、「重層的な差別の構造の最底辺に位置づけられていた」。明治政府＝県庁は、「さらに勸業費・学校費・衛生費などと称する新たな税目を賦課して収奪体系を強化した」。

これに対して沖繩の民衆も、「明治政府＝県当局の差別支配への抵抗を開始した」。81年7月には、離島の粟国島の島民が租税徴収簿の公開要求で立ち上がり、翌82年5・6月にも不当徴収に反対した。また、83年に屋部村の農民たちは地方役人の久護家を襲撃している。これらの「自然発生的な集団行動」に対して、93年に宮古島民は人頭税撤廃の請願運動を展開している。この請願運動には、新潟県人の中村十作や元沖繩県庁技手で那覇出身の城間正安らも参加している。明治政府は、94年、内務省書記官一木喜徳郎を調査のために沖繩に派遣して旧慣改革の準備にとりかかるが、明治政府や帝国議会の当面の関心は、日清戦争での沖繩の戦略的位置に向かった。しかし、宮古島民の人頭税撤廃運動によって、「旧慣温存政策を打破する突破口を切り開き」、「日本本土と沖繩、さらには沖繩本島と先島の間の制度的な差別をこえた力強い連帯＝共闘関係が形成されはじめた」。

置県以後、沖繩社会に日本本土から来る「外来者＝内地人」が増大するが、明治20年代の初期で2000人と言われていた。だが、前述の中村十作や県立一中の教師としてきて、沖繩の古典「おもろ」の研究をはじめ、伊波普猷を指導した田島利三郎は、むしろ「例外」で、「この時期の外来人＝内地人は、一般的には沖繩を「新開地」とみなし、沖繩県民を「異国の民」「亡国の民」として軽蔑することによって、伝統的な根強い差別意識の呪縛からのがれられずにいた」。「とりわけ、鹿児島商人を中心とする寄留商人たちは、沖繩を植民地同様にみなし、沖繩の政界・経済界・教育界の地位を独占する「制度的差別をも巧みに利用しながら、略奪的商法による収奪をほしいままにした」。「内地人」旅行者の記録では、「内地人」と「土人」（＝県人）とが対照され、沖繩と日本本土の「断絶」＝差別の一面を示す図式があった。しかも「断絶」＝差別を「優

勝劣敗の結果」としてうけとめ、沖縄県人を「亡国の民」としか見ていない。

「優勝劣敗」＝「弱肉強食」の思想は、明治政府の近隣アジア諸国（朝鮮・清国）に対する姿勢にも反映していた」（21～32頁）。

「第3節 特別制度の時期」日清戦争の後、沖縄の旧支配層の主流＝頑固党も、さすがに「琉球王国」復活の夢は完全に棄て去った。他方、開化党は県政における主導権回復の絶好の機会とするが、沖縄の旧支配層は、内部対立を恐れて方向転換を模索する。それが96年から97年にかけて展開された「公同会」運動である。「公同会」は、尚寅ほか7名の旧支配層によって結成された「近代沖縄における最初の政治結社」であった。「尚家から世襲の沖縄県知事を選任する「特別制度」の実現を目指すものであり、7万3000人の署名を集めて、政府および帝国議会に請願した。97年に太田朝敷・高嶺朝教らを先頭に請願団を東京に送ったが、首都の諸新聞では「時代錯誤の復藩論として嘲笑」され、県庁当局も「ひややかな目でながめていた」。明治政府からは「国事犯」として処分する、と言われてすごすごと引き下がった。公同会運動は、短期間に雲散霧消するが、公同会運動は「失敗」しても、その運動の趣旨は、「特別制度」の実施によって、明治政府の対沖縄政策のうえに反映される。沖縄の旧支配層も、明治政府＝県当局との癒着を深めていった。

この保守派の連合勢力に対抗して、沖縄県民が「民主的諸権利」の獲得のために起ち上がったのが、謝花昇じゃはなのぼるら20数名の青年知識人であった。第1回の「県費留学生」であった謝花は、県庁技師として県民の利益を守るためにたたかうが、柚山の開墾問題をめぐって奈良原知事と対立し、1898年12月、奈良原に追われて県庁を去る。県庁を追われた謝花は、ただちに同志を結集して、「沖縄倶楽部」という政治結社を結集し、機関誌『沖縄時論』を発行した。「沖縄には奈良原知事の暴政をチェックしうる制度的保障は何一つない」ので、謝花らの「沖縄倶楽部」は、県政刷新の第一歩として、「参政権＝国政参加」運動を展開した。奈良原は、上京する謝花らに「刺客を差し向ける」などの妨害をした。

謝花ら「沖縄倶楽部」の運動によって、1899年2月、衆議院で沖縄県民に参政権を約束する選挙法改正法案を議決させるが、同法案では宮古・八重山は除

外されており、実施の日も決められていなかった。実施の日が規定できなかったのは、沖繩県ではまだ「土地整理」＝地租改正が実施されていないので、選挙法中の納税資格が算定できないということであった。しかも謝花らへの攻撃は強まり、農工銀行への役員選挙にも敗れた謝花は、10年間の狂気のなかで憤死する。「沖繩倶楽部」の運動は、わずか両3年のうちに消滅してしまった。

しかし、明治20年代の後半以来の旧慣諸制度への民衆の抵抗に直面した明治政府は、日清戦争後の旧支配層の方向転換＝新県政支持をみきわめると、対沖繩政策を変更し、旧慣制度の「改革」に着手した。明治30年代に入って明治政府が租税制度の改革＝「土地整理」に着手した要因として西里は、第1に、日本資本主義の発展が、沖繩県もその体系のなかへくみこむことを要請していたこと、第2に、沖繩の旧支配層を明治政府の権力基盤たる支配層（地主・ブルジョア）として育成し、再把握するためには、私有財産制の確立が必須の条件となっていたこと、第3に、沖繩県への全面的な徴兵制の実施をあげている。

1898年7月、臨時沖繩県土地整理事務局が設置され、翌99年から土地所有権の決定、土地の測量、地価の査定が開始された。このいわゆる土地調査事業には、1903年10月までの4年7カ月が費やされ、「沖繩県も日本本土と同一の租税体系のもとにくみこまれ」た。しかし、土地整理前の負担総額より僅か4万円余の減額にすぎなかったが、「沖繩県における第二の維新」（太田朝敷）といわれた土地整理の結果（影響）は、首里・那覇の旧支配層や地方農村の資産家（旧地方役人層）を、新たな「地主」「ブルジョア」として明治政府の権力基盤に再編成するとともに、一般農民のなかから「労働者」を析出する条件をつくりだした。

そこで明治政府は、土地整理と前後して、地方制度の「改革」をも実施した。しかし明治政府は、沖繩県民の「民度」が低く、自治の能力がないという理由で、長期にわたって「特別区制」「特別町村制」「特別県制」という「みせかけの自治」しか与えなかった。この置県以来の「差別政策」に対しては、沖繩の新聞紙上にたえず「不満の声」が載り、国政参加を要求する声も1906年の先島民衆の議会請願を契機に再び強まりはじめた。明治政府は、1912年に至っ

て、選挙法の施行に踏み切り、沖縄本島の2区3郡から2名の国会議員を選出させた。日本本土から遅れること、実に23年にして沖縄県民は一応国政参加の権利を勝ち取ったが、宮古・八重山は除外されていた。

大正期になると、日本本土の「大正デモクラシー」の高揚もあって、沖縄県でも「特別制度」の廃止の声が強まった。これに押されて中央政府も、1920・21年に至って、沖縄県にも一般府県制、市町村制が実施されるようになった。

「他府県から遅れること4分の1世紀にわたっていた」。「こうして、中央政府の〴〵積重ね方式、による日本本土との「一体化」は、地方制度の面でも一応完了した」(32~42頁)。

「第4節 法制的一体化の時期」 「特別制度」の廃止によって、「日本本土との〴〵一体化、が完了」したこの時期は、皮肉にも沖縄の全面的な経済的破綻の出発点と重なりあっていた。1919年以後、世界的な砂糖相場の大暴落によって、沖縄経済は大打撃を受ける。銀行閉鎖、給料の遅配、不払いなども起こり、「牛馬も宜しく之を喰わざる蘇鉄を食して、辛うじて其の生を送り」(新城朝功『瀕死の琉球』)といった、「そてつ地獄」に陥った。新城は、その原因が「国税の苛斂誅求」と「産業振興上の施設皆無」にあることを指摘している。

政府は1925年に400万円の助成金を交付するが、助成期間が、翌26年からの5カ年と短く、「焼け石に水」の役割しか果たさなかった。そこで30年、第22代知事として就任した井野次郎は、「沖縄県振興十五カ年計画案」を作成して、帝国議会の承認を得た。しかし、時既に遅しで、同計画が実施される31年には「満州事変」が勃発しており、「一方では日本資本主義の過剰商品の「はきだめ」として、他方では低賃金労働力の供給源として、沖縄県を益々「内国植民地」的地位にひきずりこんでいった」。また「振興計画はそのまま戦時経済体制へ切りかえられていった」。

しかし、「そてつ地獄」の沖縄から日本本土に出稼ぎに行った労働者のなかには、「朝鮮人琉球人お断り」といった差別政策に対抗し、沖縄県人会を組織して、労働運動に参加する者も現れてくる。沖縄のなかでも台南精糖株式会社と甘蔗作農民との間で、「紛争」が見られる。1924年には、同会社の小作人であっ

た山内昌伝が、小作人の間に10数人の共産党細胞を組織したと、福岡県内務部の『沖繩県小作ニ関スル調査』にはあるが、詳細は不明である。労働運動も盛んになってくるが、近代的な工場や企業のほとんどない沖繩では、100名内外の組合員を擁する小規模な組合が多数を占めていた。1922年、政治的要求をかかげて沖繩ではじめてのメーデーが決行された。

労農運動の高揚とともに、教育者を中心とするインテリの間でも社会主義思想に共鳴するものが増え、労農運動との結びつきを志向するようになる。1925年には、山田有幹を中心に「沖繩青年同盟」が結成され、「沖繩の無産青年を指導する中核となった」。27年には、東京の無産新聞社に勤めていた桑江常格が帰省して、「沖繩青年同盟」に参加し、「左傾主義」の宣伝につとめた。28年2月には、山田を中心とする「労農党那覇支部」が結成され、機関紙『沖繩労農タイムス』が発行された。同年3月の衆議院選挙では、労農党は井之口政雄を擁立して、600余票を勝ち取った。井之口は共産党員で、関西地方で労働運動を指導していた。28年の全国的な共産党弾圧（3・15事件）が起きると、労農党の活動さえ禁止され、同年12月には、教員20余名が検挙される「社会科学研究会事件」が起こった。しかし、31年の志多伯克進を中心とする「沖繩教育労働者組合事件」、同年の大宜味村の「村政改革運動」、37年の新垣幸吉を中心とする第2次「社会科学研究会事件」など、ファシズム下でも執拗に抵抗は続いた。

沖繩における反体制運動が、日本本土との結合を進めているのと同時期に、文化的な側面からの結合を深めたのが「沖繩学」の研究者であった。明治末期に、伊波普猷、真境名安興、東恩納寛惇らによって礎石を据えられた「沖繩学」は、1921年以後、最もはなばなしい興隆期を迎えた。その契機となったのが、21年1月の柳田国男、同年7月から8月にかけての折口信夫の沖繩訪問であった。「沖繩学」と日本民俗学との邂逅によって、「沖繩学」の研究者は、沖繩県民を「日本民族の不可分の一分岐」であり、沖繩が「日本古代の博物館」であることを、広く学会に知らせるようになった。

柳田の沖繩訪問後、本土でも柳田を中心に、折口・幣原担・金田一京助らを中心に、南島談話会が結成され、伊波・船越義彦・比嘉春潮・金城朝永・島

袋源七ら沖縄出身者が合流した。沖縄でも沖縄県立図書館の館長に就任した真境名安興を会長に「沖縄郷土協会」が発足して、28年には機関誌『南島研究』が発刊された。これらの「沖縄学」の研究者の試みは、一面では政府の同化政策と衝突しないわけにはいかなかった。

1940年、沖縄を訪れた「日本民芸協会」の柳宗悦らは、沖縄県当局の極端な「標準語奨励運動」を見て、これを痛烈に批判した。しかし、柳らの問題提起を受けて、約1年間にわたる「方言論争」が起こるが、県当局は戦時体制を理由に、「民芸運動に迷うな」と威圧しつつ、沖縄の伝統文化の否定のうえに、皇民化教育、軍国主義教育をテコとする「同化」政策を徹底した。

戦時体制のなかでは、44年8月の本土への疎開船対馬丸の米潜水艦による撃破事件、同年10月10日的那覇空襲などが特筆される。もちろん45年4月1日から延べ3カ月間の「沖縄戦」についても触れている(42~51頁)。

本稿は、『那覇市史』通史編のために書かれたものであるが、ここには著者の沖縄近代史への見通しが凝縮して述べられている。また1960年代から70年代の社会経済史を基礎にした民衆運動史の叙述で貫かれている。

「付論 I 沖縄近現代史研究の現状と課題」(1975・6年)1960年代末から70年代初頭の「沖縄返還闘争」の頃には、本土のメディアも「沖縄問題」を取り上げ、「沖縄ブーム」ともいふべき状況が生まれるが、「沖縄史」は深刻な亀裂を迎える。ひとつは、「祖国復帰」を通じて「日本本土の民衆とともに新たな祖国の創造へ向かって未来を切りひらこうとする」西里らの立場である。いまひとつは「近代以降の沖縄の思想と運動(復帰運動も含めて)に内包された一切の「日本志向」をたち切り、「独立」の方向で沖縄の未来を展望しようとする」<sup>あらかわ</sup>新川明らの立場である。70年前後には、新川らの意見は少数であったが、「返還」以降の日本政府の幾度も裏切りにあって、今日では沖縄「独立」論は大きな勢力になってきている。

しかし西里は、新川らの沖縄「独立」論に対して、「確かに従来「沖縄学」の負の遺産をするどく剔出したが、「日本志向」を否定するのに急なあまり、論理的にはこれまでの沖縄研究のすべてを否定してしまうのみならず、従来の

「沖繩学」のいま一つの負の遺産—自己完結的な「郷土史」のディレクタントイズムに自己陶醉しがちな「学問」的風土—を裏返ただけで、これを止揚しえない弱点を内包していた」と批判している。西里らの沖繩史研究は、「①伊波普猷以来の「沖繩学」の成果を批判的に継承しつつ、歴史創造の主体としての民衆に照準をあわせて沖繩史を照射すること、②沖繩史を日本史との有機的・内在的連関のもとに再構成すること」を目標として、少なくとも、西里はそれを実践していった。

研究史は「1 時期区分論」から始まるが、ここでは省略する。「2 琉球処分論」では、研究は明治20年代から始まり、伊波普猷に代表されるように、「近代的民族統一」、「奴隷解放」といった、「進歩の契機」を内包していたという議論が主流であった。「近代的民族統一」という評価は服部之総や下村富士夫にも引き継がれる。しかし戦後、「琉球王国という国家的存在を抹殺した「侵略的併合」だと主張する」井上清との間に論争が展開し、新里恵二・牧瀬恒二らの「上からの民族統一」論も現れた。以上の議論を踏まえて、金城正篤は「明治政府の台湾侵略＝台湾事件を琉球処分の起点としてとらえ」、「両先島分割＝分島問題が琉球処分の論理的帰結」であるとして、「対外膨張・対外侵略と背中あわせとなった、いかにも〈日本的な民族統一〉であった」と規定している。これに対して、1970年代に入ると、「72年返還」前後の「反復帰」論のなかには、「日本国による琉球国の侵略的併合という基本的前提」にたたない琉球処分研究は、「党派的巧利性」だとする批判が現れてくる。その代表が、<sup>(ママ)</sup>新川明であった。

「3 旧慣温存期」で、ここでの論点の第1は、初期の「上杉県令の改革路線をどのように評価するか、その挫折の原因はなんであったか」という点である。そして第2の論点は、「明治政府—岩村県令によって確定された旧慣温存政策の背景（意図）をどう理解するか」であった。これに対しても、安良城盛昭が、明治10～20年代の「明治政府の沖繩統治は「赤字経営」で、財政的にはむしろ負担を強いられていた」。「明治政府は沖繩を「本土並み、の収奪体系にくみこむために旧慣を廃止する方針を置県当初からもっていたのではないか」、それができなかったのは、「対清関係の緊張や沖繩内の旧支配層の抵抗があっ

たからだ」とする。従って「沖縄から最大限の国庫収入を確保するために旧慣を温存したとはいえない」として、西里説とは真っ向から対立する見解を發表していた。これは後に西里・安良城の「旧慣温存」論争に発展する。

「土地整理研究」では、まず「明治政府が土地整理を実施したのはなぜか、その背景および目的（意図）はなんであったのか、という点であろう」。西里は「旧慣制度の矛盾、行きづまりに重点をおき」、井上清は「日本資本主義の政策的要請という側面を重視している」。次に「土地整理の実施過程で、その中心課題たる（土地—引用者）所有権の法認や地価の決定がどのようになされたのか」という問題である。西里は、「日本本土の類似県と比較して不当に高く査定された」としている。そして、「土地整理にたいして県民がどのような反応を示したのか」というのが問題である。最後に、「土地整理の結果および歴史的意義をどのように評価するか」という問題が残る。いずれも研究は緒に ついたばかりであった。

「謝花民権」論では、新川の謝花や「伊波普猷の行動と思想に内在する」のは、「日本志向」であり「日琉同祖論」であった、と厳しく指弾する議論がある。本書の末でも、西里は謝花昇論を書いて、新川らに反論している。「反体制運動史研究」としては、まず①「特別制度」はいかなる背景のもとに撤廃されたか、②「そてつ地獄」と称される経済破綻がなぜ招来されたのか、また「そてつ地獄」の延長線上に浮上した「沖縄県振興政策」の目的や実施状況はどうであったか、といった沖縄経済の構造的な究明が必要である。そして③「十五年戦争」の沖縄の特質を解明し、④時代を画する労働者・農民・知識人の反体制運動＝社会主義運動の背景を探るのが重要であるが、「現存する資料がきわめて少ないという」困難に直面している。

「戦後研究—復帰運動史論」ではまず沖縄戦後史の固有の困難は、「1950年代前半の時期の軍事占領政策やそれにたいする沖縄民衆の対応、人民党弾圧事件等に関する直接史料などはきわめて乏しく、また入手しがたい現状である」。これに対して50年代後半以降は、「実におびただしい戦後史料が各方面に山積」していることである。そして戦後沖縄史研究に「もっとも困難な固有の条件」

は、「政治と学問とのかかわり合いの問題」であり、「戦後史自体が、研究主体にとって同時代史としての側面をもっているため、研究主体は主観的価値判断に左右されやすく、客観的な研究の可能性が存在しているのかどうかという、学問の本質にかかわる疑問にたえずつきまとわざるをえない」ことである。

そこで沖縄戦後史は、まず「沖縄の戦前史と戦後史の連続面と断絶面を統一的にとらえる方法論を確立しなければならない」。そして第2に、沖縄戦後史は「①アメリカ帝国主義の沖縄占領支配政策、②それと従属的な同盟関係にある日本政府の対沖縄政策、③沖縄民衆の祖国復帰運動、④それと結合・連帯した本土民衆の沖縄返還運動という諸要因の複雑な相関関係によって規定される」。「誤解を恐れずに極論すれば、沖縄民衆は祖国復帰運動を通じて戦後史を推動し止揚する主体となりえたか、それとも日米政府の掌のうえでとびまわっていた「孫悟空」の如き存在にすぎなかったのか、ということである。後者の視点からみちびかれるものは、敗北と挫折のくりかえしとしての沖縄戦後史でしかないであろう」とする。最後に第3として、「沖縄戦後史を東アジア的もしくは世界史的ひろがりのなかでとらえる方法論」を要請している。まず近現代の「沖縄（琉球）問題」が、「朝鮮問題」「ベトナム問題」「台湾（中国）」と密接不可分の内在的連関性のもとに展開することが必要である（52～78頁）。

「付論 沖縄と近代—沖縄近代史の特質—（1977年）」西里は「たしかに琉球処分と沖縄戦は、沖縄史における巨大な画期点、転換点であることは否定しえない」。しかし、「琉球処分から沖縄戦までの70年間を近代として総括するには若干の問題がのこる」とする。それはこの時代の「社会・経済構造は資本制生産を基軸として形成されていた」といえないからであり、また琉球処分が「沖縄社会の近代化の起点＝出発点」といえないからである。だが、「19世紀70年代の東アジアにおける帝国主義的国際環境に衝迫されて現実化した琉球処分を、沖縄近代史の起点＝出発点に据えることは一定の妥当性をもちうる」とする。

しかし、「世界史における近代化のパターンを、欧米先発型・欧米後発型・植民地型・準植民地型に類別するとすれば、日本の近代化は欧米後発型に属す

るのにたいして、沖縄のそれは準植民地型にふくめることができる」とする。それは、「旧慣温存期と特別制度の時期を通じて」、沖縄は「自治的機能を奪われたまま、国家的義務のみを強要されつづけた」。その後も「日本資本主義の過剰商品のはきだめとして、あるいは低賃金労働力の供出源として特殊役割を割り当てられ」、1908年に表面化した「〔南洋道〕設置構想は、前沖縄県知事・奈良原繁による沖縄の植民地台湾への併合工作の一環であったという点で、近代日本における「沖縄」の位置を象徴している」とする。第2に、「近代沖縄の産業・経済を特徴づける糖業モノカルチュア的構造」であり、第3に「寄留商人」の役割である。「要するに近代日本における沖縄の「内国植民地」的位置を象徴的に示している」。

また、「沖縄の「近代化」のあり方一方向を規定した要因の一つ」に、「沖縄内部の農村共同体」の問題がある。沖縄の農村共同体は、「土地共有制を前提とした地割制にもとづいて組織されており」、「産業資本（の萌芽）が形成」される兆候はほとんどなく、「共同体間の関係は孤立的・閉鎖的・排他的であり」、「それぞれ自給自足的」であった。

そのため旧慣温存期には、「農村共同体にもほとんど変化はみられなかった」が、「一定の顕著な変化」はあったとする。それを示すのが、「沖縄本島や周辺離島各地」における、「村落内部における地方役人層と農民層の対立・抗争」であった。明治20年代の沖縄農村では、「数十町歩の仕明地（私有地）を有する豪農」と、「全く地割地の配分を受けざるもの」がおり（「一木書記官調書」）、「地割制に内在していた平等原理回復の機能は失われつつあった」。しかもそれは、琉球「処分以前から」あった「一般的歴史的傾向」である、と西里は見ている。

それではなぜ、琉球処分以前には、離島でしか顕在化しなかった「共同体内部の対立・抗争」が、全県下に広がったのであろうか。それは「共同体秩序を維持してきた村役人層が、琉球処分によって王府の後盾を失うや否や（＝特殊沖縄の領主制の解体）、従来の共同体規制によっては、もはや旧慣廃止を要求してやまない一般農民を掌握しきれなくなったためである」。

しかも一般農民層は、「自主的近代化の要求へと連結する」のではなく、「沖繩近代史の起点＝琉球処分＝世代わりを契機として自覚化された「公平の觀念化にもとづく平等原理の回復＝民主化の志向として掌握することができる」。明治30年代の旧慣廃止運動の頂点に位置する人頭税廃止運動にしても、彼らの要求を「ブルジョア化＝資本主義の志向」（金城正篤）と見るより、「準植民地近代との対抗という歴史的條件に媒介されることによって、「下からの近代化」の志向＝ブルジョアの改革運動へ転化した」と見る。最後に「謝花民権」は、例えば議会請願などにおいて、人頭税廃止運動から学んでいるが、「農民大衆」との緊密な結合はできなかった。それは、①農村共同体の閉鎖性、排他性、孤立性を克服できなかったこと、②「謝花民権」は「豪農民権」の範ちゅうに属するが、その村役人・豪農が未成熟であったこと、③参政権問題、奈良原知事追放＝県政刷新と農民大衆との現実的な利害問題との結合が困難、微弱であったことがあげられている（79～87頁）。

## 〔第2部 沖繩差別論〕

〔第1論文 明治政府の対沖繩政策と先島(1968年)〕西里の研究においては、「琉球処分」が沖繩の民衆にとって「奴隷解放」的な意義をもつものであったかどうかは、明治政府の対沖繩政策との関連において評価されなければならない」とする。明治政府は「旧慣温存」政策をとるが、これは沖繩県が「日本本土の他府県と區別されるばかりか、「沖繩本島と先島との間の「差別」の遺産がそのまま温存されることになる。そして、「明治政府が沖繩の民衆にとって「解放者」であるどころか、むしろ新たな圧制者であり搾取者にすぎなかった」ことを明らかにする。

「琉球処分」以後なお4分の1世紀以上にわたって、先島の民衆を「納税奴隷」の地位に緊縛していた鉄鎖は、かの悪名高き人頭税であった。「人頭税のもとでは、宮古は粟、八重山は米」を納入することになっていた。「八重山群島のなかでも水田のない島々の住民は、幾多の危険を冒して有病地の西表島へ赴き、水田耕作に従事しなければならなかった」。また、「特定の現物納を原

則とする人頭税法の残酷な性格は、さらに貢租の一定額を貢布によって代納せしめたことに、より典型的に示された」。

「先島の民衆は、貢租・貢布の外さらにそれと殆んど同額に達する公費・村費・貯蓄費（滞納予備費）などの税目を負担させられ<sup>(ママ)</sup>ており、「それも人頭税」であった。このような「旧慣」の外に、「勤業費・衛生費・学校費などという新たな税目が賦課され」ていた。この「民衆の無権利状態と膨大な負担の対極には、旧来の支配層たる士族・吏員の巨大な特権」が保証されており、「名子・宿引女（宮古の場合）・賄女（八重山の場合）・御蔭米などを給され」、「所望」と称してただ同様の値段で必要物資を民衆から調達」できた。また「先島の吏員はその人口比にして特に膨大であった」。

その悲惨な状況をさらに悪化させたのが、風土病（マリア）の猖獗だった。「先島（特に八重山）はマラリアの猖獗地帯として恐れられ、明治以前には屢々首里王府の罪人流刑地に利用」されていた。先島の民衆は、人頭税と風土病のために生命を奪われ、廢村の危機に直面していた。「とりわけ、かつて蔡温<sup>さいおん</sup>の治政下に情容赦もなく開始された強制移住（寄人制度<sup>よせびと</sup>）の遺産たる村々はまさに戦慄すべき状況であった」。

明治政府は、1880年、登野城<sup>とのしろ</sup>（現石垣市）に八重山診療所を設置するが、日清戦争の軍費拡張のために、90年には八重山病院を廢止して、八重山を「無医村のまま放置した」。政府は、「形ばかりの保護医（巡回医員）をおいてお茶をにごした」。保護医は、「わずか4名で」、「年に1回の巡回がせいぜい」で、明治政府が「薬品を支給するわけでもないで」、「民衆から薬品代を取り立てざるをえなかった」。そこで「先島の民衆にとっては、新たな収奪者の到来を意味した」。

また政府は、1872年から西表島の鉾山に目をつけており、80年から三井物産会社が政府の意をうけ「西表島へのりこみ、同島の炭鉾採掘に着手した」。当初、西表炭鉾の鉾夫には「囚人労働」が使われていたといわれている。しかも、鉾夫の賃金は、他府県人と沖縄人とでは2倍の差があり、加えてマラリアの猖獗によって、87年から89年の3年間で100名以上の死者がでた。そこで93年に営業方針の転換が図られ、台湾や朝鮮から労働者を入れて再開された。

明治政府は、急増する人口問題の解決と失業士族の救済を目的に、明治20年代から八重山の開墾を奨励する。そこで「一攫千金」を夢見て八重山に乗り込んでくるのが、本土の糖業関係者であった。その代表的人物が「徳島県人中川虎之助」であった。中川は、日清戦争を契機に躍進を図り、徳島・香川からの移民団も受け入れ、96年に「八重山糖業株式会社」を組織するが、わずか3年で倒産している。中川の失敗の原因は、「資本の欠乏とマラリアの猖獗」だといわれているが、西里は「日清戦争以後、明治政府の関心は沖繩を通りこして台湾へ注がれたこと」、中川が「八重山民衆の利害を無視し、従って民衆の反感と抵抗を招いたこと」にあるとしている。「民衆の開墾事業に対する反感」から、「中川の会社の事務所に放火して全焼させる事件」も起こっている。

また首里王府も沖繩本島から移民を送り出して、八重山開墾に当たらせている。そもそも尚家が「八重山開墾にのり出した」のは、中川ら「新米の「開拓者」」の開墾に刺激されたものであり、「あくまでも旧秩序を維持する」ものであった。「尚家の後押しを受けて」首里の士族稲福政文ら11名が、92年に登野城村字「椎名」の原野を開墾し、砂糖生産を開始する。しかし、「精糖機械は貧弱で技術も幼稚を極め」。「利益のあがるはずはなかった」。しかも、「開墾に着手した当初から民衆」は全くの無報酬で働かされており、「尚家ノ開墾ハ八重山人民ノ血ヲ吸ウ」（笹森儀助『南島探検』）と評されていた。

「尚家は「琉球処分」の後も」、琉球藩の「復藩運動の資金源を確保し、失業士族を救済するために、種々の企業を経営したが、その1つに丸一商店があった」。「丸一商店は、本店を那覇に構え、大阪・八重山・福州・台南等に支店を張り」、八重山支店長は稲福政文であった。「丸一支店の商法は、民衆への半強制的な押し売り・買ったたきであった」。「八重山の民衆を旧秩序のもとに緊縛しようとする尚家の鉄鎖は、「処分」以後もいささかもゆるみはしなかったのである。それは明治政府の「旧慣温存」政策のもたらした必然的な一側面」であった。

最後に西里は、「人頭税下の先島民衆をとりまく状況は、「琉球処分」以前と変わらないどころか、ある面ではむしろ益々劣悪化していた」。「沖繩県民（とりわけ先島の民衆）にとって、明治政府が「解放者」であるどころか、むしろ

新たな搾取者であり圧制者にすぎな」かった、と結論している。この「結論」からも、政府が「明治100年」を喧伝していた1968年に、この論文を発表した意図が読み取れる（91～103頁）

「第2論文 沖縄近代史における本島と先島—「差別」の構造と主体の形成—（1968・69年）」これも「明治100年」祭に対抗して書かれたものであるが、今まで「日本本土と沖縄、沖縄本島と先島」の「重層的な「差別」の構造」のなかで、沖縄本島と先島の「差別」は、殆ど問題にされてこなかった。また「先島の疲弊（後進性）が問題にされる場合でも、地理的な条件を前提とした一般的な「離島問題」（＝孤島苦）に解消されて論じられ」、権力に強いられた制度上の問題が欠落していた。

「1 近代以前の本島と先島」では、「沖縄の歴史の出発は日本本土より10世紀も遅れたといわれるが」、先島は「さらに2世紀ほど遅れた」。1390年、三山（中山・南山・北山）の鼎立時代、「八重山の地方豪族は本島の最も有力な政治的中心であった中山に入貢し、ここに先島の本島への朝貢関係がはじまった。もっとも、この朝貢関係は、当初「貢物」が貿易品を意味するものであったことからして、政治的従属関係を伴うものではなく、単なる経済的交易関係に過ぎなかった」。

ところが1429年、沖縄本島では三山が、中山によって統一され、首里王府が成立する。すると第二尚氏の尚真王が中央集権を強化しはじめると、「本島（首里王府）と先島との関係は、次第に政治的従属関係へと移行した」。「即ち尚真王即位10年（1486）、首里王府は官吏を八重山に派遣し、島民の信仰の中心であったイリキヤアマリ神（島始めの神）を祭る「神遊び」の習慣を禁止させた」。これは「首里王府への貢物を増加」させるための伏線に過ぎなかった。これに対して、八重山の豪族の1人、オヤケアカハチは、「民衆の支持を背景に首里王府への反旗をひるがえし、3ヶ年間貢租の上納を拒否する挙に出た」。

1500年、首里王府は、「直ちに3千名の軍隊を組織し、大小46隻の兵船を連ねて先島討伐を強行した」。「宮古の豪族仲宗根豊見親は、逸早く首里王府」の遠征軍に協力し、「八重山征伐に荷担した」。「久米島の君南風も同じく首里軍

に従った」。これを迎え撃った「八重山島民の抵抗は、オヤケアカハチの指揮下に頑強に続けられたが、圧倒的な遠征軍の軍事力と他の豪族たちの裏切りによって、遂に、屈服させられた」。ここで「八重山は完全に首里王府の支配圏へくみこまれ、属島としての地位につき落とされた」。他方、宮古・久米島も同様に、宮古の豪族仲宗根忠導氏とその一族は、首里の遠征軍に加担し、1522年には、八重山群島与那国島の豪族鬼虎を征伐し、「その地位を強化したかにも見たが、間もなく宮古の主権を首里王府へ譲り渡し、属島としての地位に甘んずることをよぎなくされた」。

「かくて、首里王府の中央集権化は沖縄本島を中心とする琉球列島の隅々にまで浸透し、最南端の先島にもその統治機構が確立された」。「その統治機構(蔵元)には、首里王府の八重山征伐に何らかの形で協力・加担した先島の豪族とその子孫が据えられ」た。しかし、首里王府の「繁栄」は長くは続かず、「八重山征伐から僅か1世紀の後」、1609年、「島津の「琉球入り」が強行され、沖縄全体は、島津の「附庸」となった。しかし、島津は「与論島以北の奄美群島を割取ただけで、一方では中国貿易の利益を横取りするために「王国の飾り」を残して首里王府を「日中両属」の擬制のもとにおき、他方では、首里王府を通じて沖縄全体の生産額の3分の1を貢租として搾取した」。首里王府は、「島津の搾取を民衆へ転嫁するため」、1629年、先島に「宮古在番」「八重山在番」を置き、1637年「悪名高い人頭税」を先島に施行した。勿論、人頭税に対する先島民衆のたたかいは、「間引き(まびき うえいじ) (嬰兒殺し)、集団逃亡、そして反乱と」展開し、1678年の多良間島農民の蜂起は、その典型であった。

「島津と首里王府という二重の搾取のもとにあった沖縄の農村は、19世紀に入ると、すでに慢性的な破産状態へ追いこまれ」ていた。「首里王府の封建支配を生き詰」ませた一つの内部要因は、「支配階級(王族・按司・親方などの地頭)に一定の地方(間切あるいは村)を「領有」せしめるという「分封制度」そのものがあった」。「19世紀に入ると、本島地方は無人島に至るまで分割されつくされ」、宮古・八重山の両島まで「分封の手を伸ばそうとする議」さえ持ち上がった。

「支配階級はその「領有」する地方の農民に対して、「加勢金」「手形人」などと称して農民から絶えず一定の金額を強制徴収し、あるいは日常用品をただ同様の価格で手に入れた」。そして「身売り百姓の負担すべき租税は、そのまま村落共同体の肩にかかってきた」。かくて「共同体全体」の破産が生まれるが、その典型が1861年の具志頭間切の破産であった。間切の借金「二拾二万三千五百貫」の「貸主が首里の御殿・御内（按司・親方）だったという事実は、農村の疲弊が首里の支配階級の高利貸的搾取によって加速度を加えられたことを示して」いる。しかし、「本島地方においては、封建支配の根底からの動揺—民衆の抵抗は、まだ顕在化するには至らなかった」。

ところが先島では、「士族＝支配階級と農村の一般百姓との間の階級的矛盾はより尖鋭な形態をとらざるをえなかった」。例えば、1848年、宮古群島全体を震撼させた「一大疑獄事件—割増事件—」のように、「地方役人の私服を肥やすために人頭税を割増」した事件であるが、「農民の抵抗は一定の成果をおさめ」、「3年がかりで漸く事件の結着をみるに至った」。それから10年後の1860年にも、前島尻<sup>ゆんちゅう</sup>与人の波平による「投書事件」があった。この投書の内容は、「宮古島の下級士族層の不満を代弁しているばかりでなく」、「宮古島民の首里王府に対する怨嗟の声をも反映していた」とする。西里は、これらの事件を「琉球処分」の前夜にはすでに封建支配の下からの打倒による民族統一の可能性が萌芽しつつあった」と見ている。

そして「琉球処分」とその副産物である「分島条約」案に対して、西里は「明治政府は「民族統一」の観点からというよりも、むしろ「国権確立」の観点から「琉球処分」を断行したが故に、先島と沖縄本島との間に歴史的に構築された「差別」の溝をとり除くのではなく、むしろそれを利用して両者を分断し、その一方を清国へ割譲することと引き換えに「利益均霑」の甘い汁を吸おうとしたのである。沖縄内部に歴史的に形成された「差別」の遺産は、早くも明治政府によって利用される危険性を示した」とする。「旧慣温存」政策期の本島の先島支配の苛酷さは、先述した通りであるが、西里は、明治20年代の「沖縄本島の民衆の抵抗は、「自然発生的、分散的」で、「民衆の主体性が十分に確立さ

れていない」など、「まだ多くの弱点を内包していた」ことを指摘している。だが、宮古島農民の人頭税廃止運動は、「ヨリ主体的に、ヨリ組織的に、ヨリ持続的に展開され、沖縄県下の民衆のたたかひの最前線に位置する」ものであった」と評価している。「そのエネルギーは、客観的には、明治30年代前半の謝花昇らの選挙権獲得を主要内容とする「自由民権運動」にうけつがれていった」とする。

「明治政府の「旧慣温存」政策を破綻へ直面させた主要な要因が、宮古島農民の人頭税廃止運動をはじめとする沖縄県下の民衆の下からの抵抗であった」とする西里は、明治政府は「民衆の不満をなだめるために僅かに地方制度の「改革」=手なおしを`積み重ね、たにすぎなかった。しかもこの`積み重ね方式、=「特別制度」による「改革」は、明治政府の「差別政策」の延長線上に位置づけられるものであった。「旧慣制度」下の地方制度の「改革」や国政参加問題は、先述した通りである。

「結びにかえて」西里は、沖縄の「差別意識」や「被差別意識」についても言及している。「近代以前における「琉球王国」内部の差別意識は、現象的には、首里と那覇の間、あるいは首里、那覇と本島中北部の農村の間、あるいは本島と先島との間の地域的差別意識として貫徹する重層的な構造を形成したが、これは本質的には、政治権力の「差別政策」に規定された「身分差別」に照応するものであり、法政的な差別の構造の意識の次元における現象形態に外ならなかった」とする。しかも「琉球処分」後も、「明治政府によって沖縄本島と先島との間の法制的な差別が長期にわたって温存されたため、沖縄本島の旧支配層の先島に対する潜在的な「差別意識」は、とりのぞかれることなく継承された」。

また柳田国男や伊波普猷も指摘していたように、沖縄本島の「有識者階級に属する人々」は、「一方では、中央（日本本土）への「同化」によって差別からのがれることに夢中になり、「クシャミすることまでも他府県人の通りにする」というような極端な「一体化」に浮身をやつしながら、他方では、「更に小なる孤島」=先島に対する歴史的な「差別意識」を自らの内部に潜在化していた。このことを象徴しているのが、1903年の大阪の勸業博物館で起こった人類館事件であった。沖縄の「有識者」たちは、沖縄の女性への「差別」その

ものに対する否定の思想は微塵もなく、ただ「生蕃アイヌと同等視されたことに対する忿懣があるだけである。その発想において「差別」の被害者はすでに「加害者」である」。西里の「「差別」の被害者はすでに「加害者」である」というのは、「差別」論において重要な視点である（107～138頁）。

「第3論文 近代沖縄の課題と「差別問題」（1971年）」「日本社会の一環としての沖縄史」は、つぎのような課題を背負っている。まず第1に、沖縄「問題」は「いつも日本の対外的問題（秀吉の朝鮮出兵、明治政府のアジア進出、サンフランシスコ条約）との関連において、とりあげられてきた」。「換言すれば、日本の国内統一もしくは体制整備の過程で、「沖縄」はいつの時代にも、内政、外交の結節点としての重要な位置をもっていた」。「そして、その場合「沖縄」は日本の格好の捨て石か拠点、もしくは抵当物件としての役まわりを演じさせられた」。

第2に、「日本社会の変革期に、沖縄は総じて受動的な立場に立たされた。その結果として、沖縄は本土体制を強制的におしつけられることになり、日本社会の矛盾を最悪の状態で反映することになった」。しかし、「徐々にではあったが、能動的に立ち向かうまでみずからを高めてきた」。第3に、「日本本土での新しい諸関係の沖縄への導入は、意識的におくらされた」。その結果、「複雑な社会関係をつくり出したばかりでなく、沖縄社会の停滞性の要因となった」。

最後に、「歴代本土政府指導者に継承されている沖縄に対する「同胞」感の欠如と、「差別」的支配および偏見は、沖縄の人びとへの不信と反感を植えつけ」、一方には「権力べったりの事大主義思想を生み、他方では「沖縄的」なものへの郷愁にしみついて「差別のコンプレックスをやわらげようとする倒錯した思想＝「自立の思想」（沖縄ナショナリズム？）を再生産させた」。

72年の沖縄「返還」に対しても、山里永吉・新川明の「反復帰」論が登場してくるが、新川は「沖縄（人）」の「日本（人）」に対する「差意識」＝「異質感」＝「異族性」を基底におく歴史認識であるが、これでは「沖縄史の理解に超階級的の視点を導入し、さらには沖縄史を日本史の有機的な構成部分として全面的に歴史的に位置づけることを不可能に」する。また、「土着の歴史認識」をもつ

ていては、沖繩内部の「差別問題」をも階級的視点から把握することができないばかりか、その存在すら隠蔽しかねない」。先島問題はもちろん、「差別意識」は、「沖繩本島のなかにおいてさえ、首里・那覇と中・北部の間に存在」する。

そして、新川らの「土着の歴史意識」は、沖繩の「自立の思想をささげる土台」にはならないと断言する。「沖繩史における「差別問題」とは、まさに日本の民族統一の過程における問題であり、とりわけ近代以後の民族統一と近代国家のあり方にかかわる問題である」。日本文学史の永積安明は、「沖繩と本土」（『世界』1968年8月号）という論文のなかで、沖繩と日本本土との間の「断絶」と「連続」という「日本民族の形成過程」の「深刻なゆがみ」こそが、「沖繩差別」を生み出す必然性だと指摘している。

これを受けて西里は、「上からの民族統一」としての琉球処分は、沖繩と本土との間の歴史的な「断絶」—「下からの民族統一」の阻害要因としての「沖繩差別」—をつくり出しながらも、他方では、この2つの地域の歴史的な「連続性」—「下からの民族統一」の促進要因としての連帯（同胞）意識—をも顕在化させるという2つの側面を合わせもって」と強調する。

沖繩と本土との「断絶」は、沖繩の近代史に「天皇制政府の沖繩に対する「差別政策」とその裏返しとしての「同化政策が貫徹した」ことである。「差別政策」は、先述したように天皇制政府が、「沖繩内部の歴史的な「断絶」（＝差別）を」利用して、「法制面における改革のひきのぼし」を謀り、「経済面での収奪」を強めた。明治前期に上杉茂憲県政の下で書記官をつとめた池田成章は、〈政府は毎年北海道に、100万円を投資するのに対して、沖繩からは20万円を収奪している〉と告発している。この収奪は、「大正年間には実に2、3百万円以上」にエスカレートしている。そのうえ「一国立学校」も建てず、「まさにやらずぶっくり」の植民地政策」である。

また「内地人ハ殿様ニテ土人ハ下僕タリ」（『琉球見聞記』『沖繩県史』14）という認識は、「沖繩近代史の全期間をつうじてうめることのできなかつた「断絶」を示」している。とりわけ教育では、「沖繩県民を「忠良なる皇国臣民」に仕立てあげる」ために、「御真影の奉戴」がおしつけられ、「教育勅語」的

皇民化教育が異常なまでの熱意をもって推進された」。「沖縄県下の各学校では、郷土史や郷土文化に関する授業は廃除され、「方言札」による標準語の強制が猛威をふるった」。

この「天皇制政府の同化政策に、沖縄内部から積極的に呼応した」のが、「尚家を中心とする沖縄の旧支配層」であった。先述した「公同会」は尚家再興運動などを推進するが、日清戦争後は「一転して「皇民化」に血道をあげる。彼らの拠点となった『琉球新報』では、「日本本土との「国民的同化」を編集方針の中心にすえ」られる。「クシャミ同化」論や大阪勧業博覧会での人類館事件での『琉球新報』の言説は、先に述べた通りである。このように「沖縄の特権的な旧支配層が容易に差別の「加害者」に転じることができたのは、無節操という生来の性格の共通の特徴によるばかりでなく、沖縄の重層的な差別の構造の擁護者であったからである」。柳田や伊波も指摘していたように、「このような中央志向型の「沖縄の有識者階級」に属する人々（＝首里、那覇の旧支配層）は、「差別」そのものを根源的に告発し否定する視点を確保しえなかったし、いわんや差別克服の主体とはなりえなかった」。

それでは「差別克服の展望」は、どこから生まれてくるのであろうか。西里は、沖縄の民衆は「薩摩（島津）と首里王府という二重の封建支配」のもとに苦しんでいたが、「廃藩置県後、日本本土の民衆との接触の機会がふえるとともに、新しい知識を吸収して現状変革への、すなわち旧慣撤廃への意識をめばえさせていった」とする。その代表的な事例が、本土の人中村十作と那覇の人城間正安との共同闘争となった、明治20年代後半の宮古島農民の人頭税廃止運動である。中村や城間は、「人頭税下の「納税奴隷」として呻吟させられていた宮古島民衆の苦痛を、自らの苦痛としてうけとめることができた」。「ここには、琉球処分後も歴史的「遺産」としてもちこまれてきた日本本土と沖縄、沖縄本島と先島との間の「断絶」＝差別をこえた民衆の力強い連帯と真の民族統一の可能性が確実に形成されつつあった」とする。

また西里は、「宮古農民の人頭税廃止運動によってさし示された差別克服の方向は、明治30年前半の謝花昇らの「自由民権運動」によって、さらに大きく

切り開かれた」とする。ところが、新川明らの「反復帰」論者は、「謝花らの「自由民権運動」を「天皇制支配体制を沖繩の内部から補完していく役割を果たした」と見る。これに対して西里は、「謝花らの「自由民権運動」に内包された「統一そして自由」の志向こそは、天皇制政府の差別政策にもっとも有効に対決しうるアンチ・テーゼであったばかりでなく、沖繩内部の旧支配層の「自立」の志向や「同化」の志向に対する沖繩人民の立場からのアンチ・テーゼでもあった」とする。

もちろん西里も、「参政権を主要な内容とする謝花らの「自由民権運動」が成功するための条件は、きわめて限られていた」と見ている。「なによりもまず、彼らは沖繩の民衆を広範に結集し、政治勢力として組織することはできなかった」。それでも「宮古島農民や謝花らによってつくられた「統一そして自由」を志向する潮流は、その後の沖繩近代史の底流を細々ながら流れうづけた」。それを「文化的価値」として継承したのが、伊波普猷や比嘉春潮らの「沖繩学」であり、「政治的側面」を受け継いだのが、「大正末年から昭和初年にかけての労働者、農民の社会主義運動であった」。この結論は、末尾の「1970年代において、「下からの民族統一」の課題が達成されるかどうかは、日本本土人民のなかに「沖繩県民を結合せよ！」という運動がどれだけひろがり定着するかもかかっている」という言葉とともに、今ではいささか気恥ずかしいかもしれないが、西里の青春の覇気は感じられる（146～166頁）。

「付論Ⅰ 奪奪の極—先島の農民（1971年）」「琉球列島は、地理学的には孤島苦ともいわれるが」、沖繩では「しまちゃび」という言葉で表現される。しかし西里は、「孤島苦」の原因は、「地理的・自然的条件の厳しさだけでは説明できない」ものがあり、「最大の原因は琉球列島に君臨した政治権力の統治政策に求められる」とする。ここでは琉球歌謡なども混ぜて、薩摩と琉球王府との二重支配、人頭税、強制移住（寄人制度）などの悲劇と、1860年の宮古島の波平による「投書事件」が紹介されている（167～186頁）。

「付論Ⅱ 「沖繩差別」と歴史教育の課題（1971年）」西里は、「いわゆる「沖繩差別」とは、現象的には①本土の沖繩に対する差別と、②沖繩本島の先島（宮

古・八重山)に対する差別, および, ③在沖米軍の沖縄に沖縄に対する差別を包括している」とする。在沖米軍は、「戦前までの歴史的差別の遺産を利用して、「琉球共和国」のデッチ上げ, 英語の「公用語」化の試みなどの非日本化政策をおしすすめた他, 軍労働者の賃金差別にみられるように, 露骨な人種的・民族的差別をおしつけ」ている。

「沖縄差別」は, 本質的には階級的差別の特殊な形態」であるが, 「政治(軍事)権力の差別政策およびその法制的差別」と, 「それによって醸成された民衆相互のあいだの差別意識(優越感)および被差別意識(劣等感)」の2つの側面があった。しかし「いわゆる「沖縄返還」が法制上の新たな「沖縄差別」の起点となる可能性を十分にはらんでおり, 日本政府当局が公然と「沖縄は肥満児だ, 甘やかすな」などという発言をくりかえしている以上, 本土—沖縄の民衆のあいだに, 新たな差別・被差別意識を再生産する可能性(条件)が存在している」と警告する。

1960年代, 沖縄から本土への集団就職は急増し, 66年には2,700人であったが, 70年には1万人にのぼっている。しかも沖縄出身の集団就職者が直面している現実, 資本家の側からの差別待遇にとどまらない。本土の労働者との対人関係で劣等感(被差別意識)に悩まされ, 沖縄に引きかえしてくるもの, 行方不明になるもの, 転落していくもの, 自殺をはかるものなどがかなり多いといわれている。「いわゆる「沖縄返還」後も, 本土—沖縄の民衆の, あるいは沖縄本島—先島の民衆の差別—被差別意識が克服されねばならない」。

そのために「歴史教育」では, 第1に「歴史教育に「沖縄」を欠落させ」ないことが重要であり, 「第2に, 「沖縄差別」の本質(根源)を認識させるためには, 政治権力の差別政策とその具体化としての法制的差別の歴史的特徴をとらえさせることが必要で」ある。そして, 「第3に, 本土—沖縄, 沖縄本島—先島の民衆のあいだの相互交流, 連帯の歴史的な発展過程を重視し, とくに近・現代における政治権力の差別政策に対する民衆相互の共同闘争の史実を発掘し, 「沖縄差別」克服の展望との関連で正しく意義づけることが必要」である(187~193頁)。

### 「第3部 民衆運動史論」

「第1論文 沖繩の抵抗と民権（1977年）」では、初期の上杉茂憲県政の改革とその挫折、宮古島農民の帝国議会への請願運動、謝花昇の「自由民権」運動の概観が示され、「人頭税廃止運動」については第2論文で、「謝花昇とその時代」については、第3論文で補論されている。

本書に納めら諸論文は、1968年の「明治100年」祭に対抗して、30歳前後の西里が比較的短期間に書いたものが多い。しかし西里の視点は1貫して、生まれ故郷の「先島差別」の問題を中心に据えて、沖繩近現代史を総括するものであった。「離島」での「旧慣温存」の問題を見た時、「沖繩学」の伊波普猷のように、琉球処分を、「奴隷解放」とは評価できないし、まして政府の言うような「明治100年」の礼賛は、とても承服できないものであった。

沖繩の「近代」を推進したのは、政府や県庁の官吏ではなく、首里や那覇にいた旧支配層の知識人でもなく、沖繩の「民衆」こそが主人公であることを、見事に証明している。しかし、単に「民衆」を礼賛するのではなく、民衆のなかの「差別」の歴史を深くめぐり出している。沖繩民衆史、差別史の古典的な労作であり、西里の出発点がよくわかる名著である。残念ながら今でも、沖繩史では本書をうまわる、「先島差別」の問題を、これ以上に体系的に論じた研究を知らない。

西里は、その後も研究を蓄積させて行き、同じ1981年に70年代の研究をまとめた、『沖繩近代史研究』（沖繩時事出版）を公刊している。これは、先述した安良城盛昭との論争、とりわけ明治政府の「旧慣」保存政策をめぐる議論が中心になるので、「旧慣」保存論争と言われている。安良城は、沖繩史全般についてまとめた『新・沖繩史論』（沖繩タイムス社）を公刊し、近代史では主として西川を批判している。

この安良城・西川論争については、私は1981年10月24日の民科京都支部歴史部会と大阪歴科協との合同部会で、「近代日本史研究と沖繩—安良城・西里論争について—」とい表題で報告している。この報告は、『日本史研究』の第232号

に掲載され、拙著『国民国家とマイノリティ』（日本経済評論社）に再録している。正直、この書評を書いた時には、同年にだされていた西里の『論集・沖縄近代史』を読んでおらず、沖縄の「旧慣」保存政策が、松方デフレの沖縄への影響を少なくした、という安良城の議論にひかれていた。しかし、沖縄を「内国植民地」としてとらえた、西里の先駆的な業績に共感していたのも事実である。沖縄差別論をいれて、もう一度安良城・西里論争を最検討する必要があるだろう。